

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com



秋桜

秋真っ只中。定番のコスモスです。
朝倉の田の畔に咲いていました。



“ワールド・カフェ”

社労士会の研修に参加して

社会保険労務士会では、社会保険労務士のスキルをアップするために、研修会が頻繁に開かれる。

開業して3年目になるがこの社労士会の研修

会に参加するたびに、新しい発見がありわくわくする。

今回の研修では「アイスブレイキングと情報共有」のグループワークに参加しました。

この参加型研修は、グループ分けした研修参加者が、そのグループにだけとどまるのではなく、他のグループを訪問し、その体験を持ち帰り、その情報を共有するものでした。

設定は、1つのグループは、4人ずつのグループで1つの国を構成します。

そして、研修会の会場には4人ずつの国（グループ）がいくつもあり、全体が1つのワールドです。

グループ分けした国では、決められたテーマに沿って話し合い、そのあと、一人残して他の3人は、大使として、ほかの国に旅にでます。

大使が新しく訪れるとその国のメンバーは、前のメンバーで話したことを紹介しながら、新たなメンバーで思いを共有します。

何度か旅を繰り返した後、はじめの国（グループ）に戻って、他の国での情報を持ち帰ってさらに情報を共有するのです。

たくさんのメンバーとカフェで気軽に話すようにおしゃべりをして、和気あいあいとした雰囲気の中で気軽に話し合いが出来る、とっても楽しい研修会でした。



人生にも役立つ片付けの極意とは

事務所の書類や部屋を片付けたいと思いながら、なかなか整理がつかず落ち込んでいた時に「片付けの極意」という新聞記事が目にとまった。それは「一か所片付け」から始めること。

①1日1か所だけ②1か所の広さは「画用紙1枚分」③片づける時間は1日15分。「これならやれる！」と実践してみた。たったこれだけで？疑問だったが、意外ときれいになる。何よりも達成感があって嬉しい。はじめのうちは誰にも気づかれないうえに。だから楽しいのです。

助成金を活用して雇用環境の改善をはかりませんか？

キャリアアップ助成金 ②

「人材育成コース」

- 1 対象労働者
 - ①有期契約労働者②無期雇用労働者
- 2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定

「キャリアアップ管理者」の配置
「キャリアアップ計画」の作成と認定
- 3 「職業訓練計画」の作成と認定
 - ①OFF-JT のみの訓練（一般職業訓練）、または、OFF-JT と OJT を組み合わせた訓練（有期実習型訓練）であること。
 - ②一般職業訓練の場合、訓練時間が20時間以上の訓練であること
 - ③有期実習型訓練の場合、以下のすべてを満たしていること
 - ・実施期間3か月以上6か月以下の訓練
 - ・総訓練時間数が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上
 - ・総訓練時間に占める OJT の割合が1割以上9割以下
 - ④訓練修了後にジョブ・カード様式4（評価シート）により職業能力の評価を実施
- 4 受給額は、1訓練コース支給対象者1人あたりの支給額の合計がまとめて支給されます。
 - ①OFF-JT 訓練助成（ ）内は中小企業
賃金助成 1時間あたり500円（800円）
訓練経費助成 実費相当額
上限15万円（20万円）
 - ②OJT 訓練助成（ ）内は中小企業
訓練実施助成1時間あたり700円（700円）

※1年度1事業所あたり上限500万円
※このほかにも、いくつかの受給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

妊娠・出産理由の解雇無効

Q&A

Q: 妊娠・出産等を理由にした解雇は無効と聞きましたが、詳しく教えてください

A: 労働者が妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、男女雇用機会均等法（第9条）及び育児・介護休業法（第10条）で禁止されています。

尚、育児・介護休業法が平成24年7月より、それまで適用が猶予されていた従業員数が100人以下の事業主にも、以下の4項目を含めて全面適用となりましたので、それらの申出を理由とする不利益な取扱いも禁止の対象となりますので、注意が必要です。

- ①介護休暇制度 ②短時間勤務等の措置
③所定外労働の制限 ④時間外労働の制限

あとかき



ほととぎすは、ユリ科の多年草で日本には10種が自生している。秋の庭にひっそりと咲く地味な姿からは、秘めた意志・秘めた恋・永遠の若さなどの花言葉は、意外だった。

この花は、数年前に亡くなった義理の姉の家から、金木犀の苗木と一緒に我が家に引っ越してきたもの。義理の姉の遺志とともに大事に育て、継承したいと改めて思う。

人事労務センター

FAX 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com